東日本大震災等被災地派遣職員

活動記録集 2021

令和3年9月

三重県防災対策部

目 次

I 東日本大震災被災地派遣職員活動記録

令和	2年度派	造職員					
磯貝	見 亮太郎	3 (宮城県仙台土木事務所河川部へ派遣)・・・・・					1
世古	古 徳彦	(岩手県環境生活部県民くらしの安全課へ派遣)・					5
福井	井 浩志	(宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課へ派達	豊)・				8
П	平成 30)年7月豪雨被災地派遣職員活動記録					
令和	2 年度派	造職員					
西	健太郎	(広島県西部農林水産事務所呉農林事業所へ派遣)	•		• •	•	• 11
Ш	令和元	年東日本台風被災地派遣職員活動記録					
令和	2 年度派	造職員					
萩里	予 智幸	(長野県千曲川流域下水道事務所へ派遣) ・・			• •	•	• 15
			(;	敬称略	· 五·	十音	順)

I 東日本大震災被災地 派遣職員活動記録

職員氏名	磯貝 亮太郎
派遣先部署	宮城県仙台土木事務所
派遣先での役職名	技師
派遣期間	令和2年4月1日~令和3年3月31日 (1年)



派遣された宮城県仙台土木事務所は仙台駅から東に4km ほど離れた仙台市の中心部に位置しています。

赴任した時期は震災から 10 年が経過しており、仙台市を含む宮城県内陸部においては、道路や河川護岸等の復旧が進み震災の痕跡を目にすることはありません。一方で、沿岸部では防潮堤工事が施工中であり、宮城県が策定した「宮城県震災復興計画」の復興目標の最終年度であることから、創造的復興完遂に向けて職員一丸となって取り組んでいます。



2 被災地での業務概要

(1)所属部署の業務内容

仙台土木事務所は、総務部・道路部・河川部・建築部の4つの部署からなり、合計140名が勤務する大規模な事務所で、このうち派遣職員は7名(6県)の体制でした。その中で私が所属した河川部は4つの班からなり、主に河川・海岸・砂防にかかる整備を行っています。

三重県からの派遣職員は、代々河川部河川砂防第3班に配属されており、令和2年度は宮城県職員7名、派遣職員3名(埼玉県、宮崎県、三重県各1名)の計10名で管内北東部の3市5町1村(多賀城市、塩竃市、富谷市、利府町、七ヶ浜町、松島町、大和町、大郷町、大衡村)を担当しています。

令和2年度は、東日本大震災の復旧・復興事業に加え、昨年度発生した台風19号による災害の対応等で事務所としても多忙な1年でした。

「宮城県震災復興計画」

復 旧 期 H23~H25 3年間

再 生 期 H26~H29 4年間 発 展 期 H30~H32 3年間

宮城県の 復興

■復興の基本理念

基本理念1

災害に強く安心して暮らせるまちづくり

基本理念2

「復旧」にとどまらない抜本的な「再構築」

基本理念4

現代社会の課題を解決する先進的な地域づくり 基本理念5

壊滅的な被害からの復興モデルの構築

■復興のポイント

1 災害に強いまちづくり宮城モデルの構築

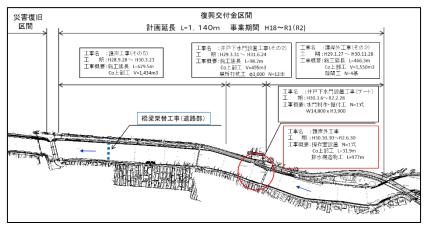
- 2 水産県みやぎの復興
- 3 先進的な農林業の構築
- 4 ものづくり産業の早期復興による「富県宮城の実現」
- 5 多様な魅力を持つみやぎの観光の再生
- 6 地域を包括する保健・医療・福祉の再構築
- 7 再生可能なエネルギーを活用したエコタウンの形成
- 8 災害に強い県土・国土づくりの推進
- 9 未来を担う人材の育成
- 10 復興を支える財源・制度・連携体制の構築

(2) 担当した業務内容

松島町内を流れる二級河川高城川復興交付金事業と東松島市の州崎地先海岸災害復旧事業の担当として、積算・工事監督・地元調整等を中心に業務を行いました。東松島市は仙台土木事務所管外ですが、比較的被害の少なかった仙台土木事務所が一部事業を受け持っていました。

① 高城川復興交付金事業

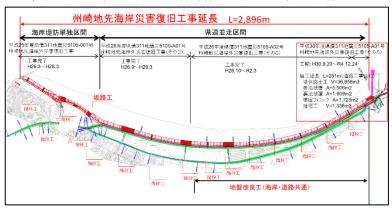
高城川は松島町を縦断する全長約 7.4km で日本三景に数えられる松島湾に注ぐ二級河川です。河口部から上流へ約 700m 区間は災害復旧事業区間として平成 30 年度に完成しました。復興交付金事業でさらに上流 1,140m 区間において災害復旧事業区間と同様の護岸と町道橋梁への陸閘(注:りくこう。堤防を切って設けられた河川への出入口を閉鎖する門)新設工事の積算・工事監督・関係機関との調整等を担当しました。



高城川復興交付金事業 平面図

② 州崎地先海岸災害復旧事業

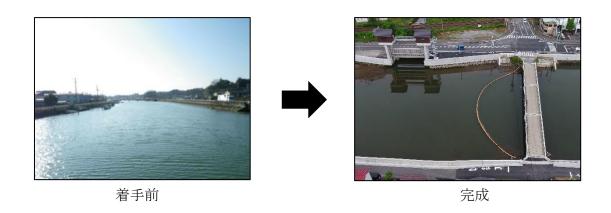
州崎地先海岸は仙台湾沿岸に属し、延長約 3km、幅約 150m の一級河川鳴瀬川河口部右岸に位置する建設海岸です。前年度までは、愛知県からの派遣職員の担当事業でしたが、人員削減に伴い令和元年度から三重県の派遣職員が担当することとなりました。道路工事や水道管敷設工事、電柱移設工事等複数の工事が同時期に施工することから、タイトなスケジュール管理が必要となりました。当事業では、CM (コンストラクション・マネジメント)業務(注:発注者の委託を受けた補助者・代行者が、技術的な中立性を保ちつつ、各種マネジメントを行うこと)の契約を行っており、コンサルタントの担当者が現場管理や工程調整を行ってくれるため、発注者・受注者・CM業務受注者の3者で事業を進めていきました。



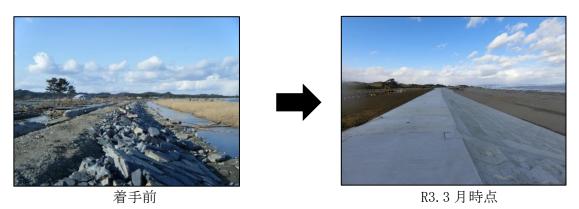
州崎地先海岸災害復旧事業 平面図

(3) 成果・実績

・高城川復興交付金事業では陸閘の新設及び護岸新設工事を監督しました。当施工区間は、右岸側に国道 45 号をひかえ、左岸側は生活道路である狭小な町道と近接しており、施工が非常に困難な現場でした。受注者や松島町役場と交通規制についての協議を重ね、工事による影響を最小限に抑え、無事に完成することができました。



・ 州崎地先海岸災害復旧事業では、令和3年度中の竣工に向けて工程を鋭意調整しました。同 じ仙台土木事務所内の河川部発注工事と道路部発注工事との間での工程調整でしたが、なか なか折り合いをつけることが難しく CM 業務受注者と意見交換を重ねて完成時期について目 途を立てることができました。



3 派遣業務を通しての気付き

(1) 県政に生かしたいこと

震災から 10 年が経過し、復旧・復興が進み、それに伴い完成した工事の成果品等が膨大な量となっています。成果品を保存しておく書庫に関しても、事業ごとに場所が指定されていないので、成果品を探すことに苦労しました。整理整頓の重要性、電子納品の必要性を改めて認識しました。

【(2) 担当した業務内容】でも記載しましたが、宮城県ではCM業務を積極的に導入しています。大規模災害が発生した際には、業務量に対して職員数が不足します。そこで、民間業者に工程調整や現場立会などの業務を委託することで、職員1人あたりの負担を軽減することが出来ます。今後、本県における大規模災害発生時には参考となる取組だと思います。また、派遣職員の受け入れ側が相談できる雰囲気を作っていくことも重要です。自治体ごとに異なる業務に関するシステム操作の指導だけでなく、土地勘もなく地名もわからない派遣職員に対して積極的にコミュニケーションを図ってもらうとありがたく感じました。

(2)派遣生活で配慮して欲しいこと

派遣先は、容易に毎週末帰省できるような場所ではなく、また帰省に係る旅費も高額になるため、定期的に業務報告会を開催するなど、公務で三重県に戻れる機会を設けていただけるとありがたいです。県幹部職員による被災地訪問のほか、若手職員等希望者に対しても、そのような機会を作っていただければと思いました。実際に現場で被災地の現状を見ることで得るものが多数あると思いますので、機会の創出を設定いただければ嬉しいです。

(3) 今後被災地へ派遣される職員へのアドバイス

業務を行ううえで必要なシステムを含め、三重県とは違う点が多々あります。当たり前のことですが、わからないことは積極的に聞くことが大切だと思います。宮城県は多数の派遣職員を受け入れており、皆さん丁寧に教えてくれますので、安心してください。

県職員として三重県を離れて生活することはなかなか経験できることではありません。 また、同じ境遇の派遣職員と交流を深める絶好の機会だと思います。コロナ渦の影響で行く ことはできませんでしたが、東北には様々な観光地がありますので、ぜひ東北地方を満喫し てください。



宮城:七夕まつり



青森:ねぶたまつり



山形:花笠まつり



秋田: 竿灯まつり

職員氏名	世古 徳彦
派遣先部署	岩手県環境生活部県民くらしの安全課
派遣先での役職名	主査
派遣期間	令和2年4月1日~令和3年3月31日 (1年)



派遣された所属(岩手県庁)がある盛岡市は、岩手県の内陸部に位置しています。沿岸部までは90km以上も離れており、生活していく上では東日本大震災の被害や影響を感じることはほとんどありません。

一方沿岸部では防潮堤、道路整備、宅地造成等の復興事業が現在もいたるところで実施されており、被災した建物や基礎が残ったままの土地もあり、改めて津波被害の甚大さを感じました。

私が担当した水道施設災害復旧事業は、関連する復興事業と調整を取りながら沿岸部6市町で実施している状況でした。

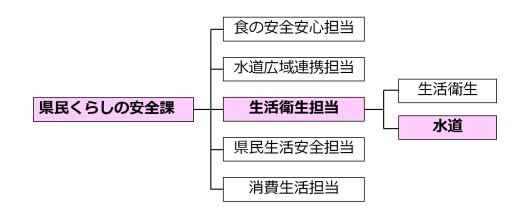
・水道施設災害復旧事業実施中の市町

2 被災地での業務概要

(1) 所属部署の業務内容

派遣先である県民くらしの安全課には「食の安全

安心」「水道広域連携」「生活衛生」「県民生活安全」「消費生活」の5つの担当があり、県民生活に身近な課題について、県民の視点に立った施策を行っています。私が所属しておりました生活衛生担当の水道チームは、岩手県、東京都、埼玉県、神奈川県、三重県各1名の5名体制で水道に関する国庫補助事業等の業務を担当しており、主に東日本大震災津波により被災した市町村への水道施設災害復旧事業に関する業務を担当しておりました。



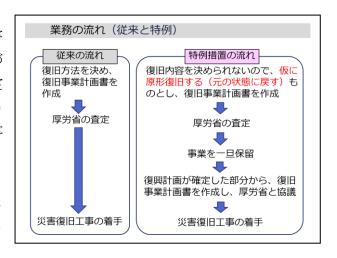
(2) 担当した業務内容

東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧事業については、従来の災害復旧補助金交付要綱とは別に、「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧補助金交付要綱」により、補助率のかさ上げなどが定められています。さらに被害が甚大であった沿岸部においては「東日本大震災より被災した沿岸部の水道施設等に係る特例について」により、災害査定方法等の特例を定めて事業が実施されています。

通常の災害復旧事業では原形復旧が原則となっていますが、東日本大震災による沿岸部の

被災は甚大で原形復旧が困難または不可能なため、仮に原形に復旧するものとして国の災害査定を受け(復旧事業の実施は保留)、まちづくり事業が進捗し、水道施設の復旧方法が確定した時点で、厚生労働省と協議(実施計画協議)を行い、内容が妥当であると確認されれば、事業実施の保留が解除され当該箇所の復旧事業に着手することができます。

主な業務として、沿岸6市町から県に提出される上記協議のための書類(実施計画協議書)について、補助金交付要綱への適合性、復旧



方法・設計・積算の妥当性等の審査を行い、厚生労働省への進達を担当していました。事業実施の保留が解除された後は、復旧事業が順調に進んでいるか、問題は発生していないかを現地調査等により、随時確認を行いました。関連するまちづくり事業の進捗等により、実施中の水道施設災害復旧事業に影響がある場合は、必要に応じ復旧事業計画の変更(再協議)への対応を行いました。

また、事業完了後に提出される実績報告書の審査および補助金の支払い事務、やむをえず年度内に完了しなかった事業の繰越し事務も行いました。

(3)成果・実績

水道施設災害復旧事業は各復興事業の終盤に実施されることから、各水道事業体は、各復興 関連事業の担当部局と十分に打合せのうえ保留解除を申請しても、事業実施段階または事業実 施中に、関連事業の計画変更に伴う水道施設災害復旧事業の計画変更を強いられ、施工時期の 遅延発生などによる突発的な変更協議などが生じていました。このような課題や問題があるな か、厚生労働省、各水道事業体、岩手県が協力しあって情報共有や協議を繰り返し行いながら水 道施設の復旧を確実に前進させることができました。

また、7月に岩手県で開催された「東日本大震災水道復興支援連絡協議会」では、厚生労働省、各水道事業体、岩手県、各関係機関の4者が集まり、現場視察と復旧事業の課題等について意見交換を行うことで被災市町村が現場で抱えている問題点、課題を互いに共有しあうことができました。



水道施設災害復旧事業工事状況

復興連絡協議会

3 派遣業務を通しての気付き

(1) 県政に生かしたいこと

派遣先で他の自治体職員の皆さんと災害復旧国庫補助業務に携われたことは貴重な経験となりました。国庫補助業務の実務知識をピンポイントで生かす機会は少ないかもしれませんが、派遣経験全体を通して得たものを総合的に県政に生かしていきたいと思います。また、派遣業務を通して業務やプライベート全ての場面において、いろいろと見聞きすることでほんの一部ではありますが東日本大震災の被害の甚大さを感じることができました。震災から10年経過し、道路復旧、ライフライン施設復旧などといった形に現れやすい部分に注目しがちでしたが、それが復興のすべてではないことを改めて認識しました。

派遣先では、親切で温かい方々に囲まれ、派遣職員が能力を十分発揮できるような職場や生活環境で仕事ができたことに感謝の気持ちでいっぱいです。将来三重県が被災し、他の自治体職員に応援をお願いすることとなった場合は、派遣職員からも感謝されるような受援体制を整えることが必要であると思います。

(2)派遣生活で配慮して欲しいこと

三重県の派遣職員は3月下旬の書面のみでの引継でしたが、他の派遣職員は、3月中旬に岩手県にて業務引継ぎが行われていたので、年度当初に集中していた前年度の精算事務や実績報告書審査について業務理解に差があり、他の派遣職員の方々にご迷惑をおかけしました。業務内容の引継ぎ方法等については配慮が必要かと思います。

(3) 今後被災地へ派遣される職員へのアドバイス

岩手県を始めとした東北各所は、豊かな自然、歴史と文化を物語る史跡、景勝地など見どころがいっぱいあり、三陸の新鮮な魚介類やお酒などもすごく美味しいです。東北地方は魅力たっぷりです。やっぱり冬は寒いです。防寒着や暖房器具の充実などの防寒対策は必要だと思います。三重県から遠く離れた岩手県への派遣ということで、不安な気持ちはありましたが、派遣先の方々から公私ともにいろいろとアドバイスをいただき、充実した派遣生活を送ることができました。

職員氏名	福井 浩志
派遣先部署	宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課
派遣先での役職名	技術主幹
派遣期間	令和2年4月1日~令和3年3月31日 (1年)



私の派遣先は宮城県庁であり、宮城県中部に位置する 仙台市の中心市街地にあります。

普段の生活において震災の痕跡を目にすることはありませんが、沿岸部においては防潮堤や道路整備等の復興工事が盛んに行われており、震災から10年を経てもなお復興の途上であることが実感できます。



2 被災地での業務概要

(1) 所属部署の業務内容

配属されたのは環境生活部食と暮らしの安全推進課環境水道班であり、班の主な業務として「生活衛生(旅館業や民泊、理容所・美容所、墓地等)」、「動物衛生(動物愛護、狂犬病等)」、「水道(簡易専用水道・小規模水道、水道統計、水道広域化等)」を所管しています。

班の構成人員は、宮城県職員7名と私を加えた8名でした。

私の担当業務は「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費の国庫補助に関する業務」及び「令和元年台風第19号による水道施設災害復旧費の国庫補助に関する業務」であり、宮城県職員と私の2名で行いました。

(2)担当した業務内容

「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧事業」は、従来の災害復旧補助金交付要領とは別に、「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費補助金交付要綱」が制定され、補助率のかさ上げなどの特例措置を定めて実施しています。また、東日本大震災により被災した沿岸部の水道施設等に係る補助事業においては、被災自治体の復興計画が策定中のため復旧方法を確定することができず、早期の災害査定の実施が困難な場合について、災害査定方法等の特例を定めて事業が実施されます。

通常の災害復旧事業では原形復旧が原則となっていますが、東日本大震災による沿岸部の被害は甚大で原形復旧が不可能または困難なため、仮に原形に復旧するものとして国の災害査定を受け(復旧事業の実施は保留)、まちづくり事業が進捗し、水道施設の復旧方法が確定した時点で、国(厚生労働省、財務省)と協議を行い、承認されれば復旧事業の保留が解除され当該復旧事業に着工することができます。

担当した主な業務は、水道施設の復旧が完了した2事業体を除く9事業体から県に提出される上記協議のための書類(実施計画協議書)について、交付の対象として適切か、復旧方法が妥

当かなどを確認したうえで、厚生労働省に提出しました。

また、工事完了後には実績報告書が事業体から提出されるため、実際に行われた工事内容や設計書・契約書の確認を行い、実施計画協議どおりの工事が行われたかをチェックしたうえで国庫補助金額の確定を行いました。

水道施設の復旧は、まちづくり事業の進捗に合わせて順次、事業終盤の限られた期間に実施する必要があります。このため、関連するまちづくり事業の進捗(計画の変更や用地交渉の遅延など)により大きく影響を受けるため、必要に応じ復旧事業計画の変更(変更協議)への対応を行いました。また、変更の結果年度内に工事が完了しないと見込まれる場合には補助金を次年度へ繰り越す必要が出てくるため、繰り越し事務を行いました。

また、令和元年に発生した台風第19号による記録的な大雨のため、宮城県でも大きな被害が発生しました。水道施設も各所で配水管の破損等による断水が発生したため、災害復旧事業が必要となりました。令和2年度に行われた災害査定についての業務も行いました。

(3) 成果·実績

令和2年度は31件の実施計画協議を行いました。また。66件の実績報告書の処理を行い補助金額の確定を行いました。沿岸市町の水道施設の復旧完了に向け、着実に進捗しました。

台風第19号による水道施設への被害について、復旧事業計画作成への助言を行い、8月から 11月に実施された災害査定に同行しました。(4事業体5事業)



台風第19号被災状況(丸森町)



机上查定状况(丸森町)





台風19号被災・災害査定状況(宮城県企業局)

3 派遣業務を通しての気付き

(1) 県政に生かしたいこと

東日本大震災から10年が経過していますが、沿岸部では多くの復興事業が現在も行われています。大規模災害からの復興は思うように進まず時間がかかるものだと改めて感じました。

三重県でも相当の被害発生が懸念されている南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率が 引き上げられています。地震により水道施設に被害が発生した際には、東日本大震災と同様の手 続きにより国庫補助金が交付される可能性もあることから、補助金交付事務の一連の流れを経 験できたことは、三重県において同様の事態が発生した際に大きく役立つと思います。

今回、東日本大震災の復興事業だけでなく、台風19号による災害査定を経験することができ、査定の具体的な進め方を身につけることができました。

将来三重県が災害派遣職員を受け入れることとなった場合は、今回の経験を基にお互いの能力を十分に発揮できる体制としていきたいと思います。

(2)派遣生活で配慮して欲しいこと

派遣先は、容易に毎週末帰省できるような場所ではなく、また帰省に係る旅費も高額になる ため、定期的に業務報告会を開催するなど、公務で三重県に戻れる機会を設けていただけるとあ りがたいです。

また、他県派遣職員は、事前に職場・居住先の確認を行い引継ぎも行っているようですが、当 県においては引継ぎもなく、派遣されてから具体的な業務内容を把握することになります。 赴任前にできるだけ詳細な情報を提供していただけると助かると思います。

(3) 今後被災地へ派遣される職員へのアドバイス

令和2年度はコロナ禍での派遣となり、飲み会・観光・帰省も自粛を余儀なくされ少々残念な 思いもしました。コロナ禍が収束するまでは同様だと思われますが、派遣先のみなさんは「お手 伝いにきてもらっている」意識が強いように思われ、大変親切です。慣れない地での一人暮らし は大変なことも多いと思いますが、せっかくの機会ですから文化の違いを楽しみ、許される範 囲で観光地を訪れたりおいしいものを味わったりしてみるといいと思います。 Ⅱ 平成30年7月豪雨 被災地派遣職員活動記録

職員氏名	西 健太郎
派遣先部署	広島県西部農林水産事務所呉農林事業所
派遣先での役職名	技師
派遣期間	令和2年4月1日~令和3年3月31日 (1年)



私が派遣された呉農林事業所林務課は広島 県南西部の呉市に位置し、呉市と江田島市を 所管する部署です(図.1)。

広島県をはじめとする西日本では、平成30年6月28日~7月8日にかけて豪雨となり、広島県・愛媛県の土砂災害、岡山県倉敷市真備町の洪水害など、広域的な被害をもたらし、気象庁は「平成30年7月豪雨」と名称を定めました。

この間広島県内各地では、僅か6日間で最大月間降水量(7月)に匹敵する過去最大ともいわれる雨量が観測され、河川の護岸崩壊に



図.1 呉農林事業所の所管範囲

よる浸水や、道路損壊、橋梁流出、住宅地への土砂流入被害等の被害が発生しました。呉市では死者 25 名、山地災害 142 か所という甚大な被害を受け(図.2、3)、私が派遣された令和 2 年度は、被害から 1 年と 9 ヶ月が経過していましたが、赴任にあたって三重県から呉市へ車で移動している際に、自動車専用道路上から多数の山腹崩壊地を目の当たりにし、復旧への道のりの遠さを実感しました。



図.2 呉市安浦町市原地区の被災状況(2)



図.3 呉市安浦町市原地区の被災状況(1)

2 被災地での業務概要

(1)所属部署の業務内容

私は、呉農林事業所の林務課森林整備第二係という部署に配属され、治山事業を担当していました。被災地の一日でも早い復旧を目標に、組織一丸となり業務に取り組んでいました。

災害前の森林整備は1つの係のみで、県職員3名が所属する部署でした。しかし災害により 治山施設災害復旧事業5件、災害関連緊急治山事業7件、治山激甚災害対策特別緊急事業58件、 その他多数の県単独事業を実施することとなり、災害直後は広島県職員による増員、平成30年 10月からは県外からの応援職員も加え、2係体制で業務にあたることになりました。

(2)担当した業務内容

担当業務は、主に治山事業の実施に伴う一連の業務です。具体的には、工事発注、監督、設計委託、計画書作成、地元説明、現地調査等を行っていました。

私が監督員として携わった林 地荒廃防止施設災害復旧事業の カンノオフク山地区を紹介しま す。ここは、豪雨により発生した 土石流が下流の人家や田畑に被 害を及ぼした箇所で、工事内容は 土石流により破壊された既設の 治山ダムの復旧です。現地で、土 石流の衝突により破壊された既



図.4 土石流で破壊され、流下した既設治山ダムの破片

設治山ダムの巨大コンクリート破片が、約500m下流にまで流されている(図.4)のを目の当たりにし、土石流の恐ろしさと下流の方々の受けられた被害を想像し、一日でも早い復旧を目指そうと決意し、業務に取り組みました。

この現場の監督を通じて大切だと思ったことは、他の施設管理者との協力することです。この地区では治山施設だけでなく、農地、ため池、河川施設にまで被害を受けました。このため、当該地区の復旧に当たっては、他の施設管理者との調整、協力が不可欠となります。復旧の計画段階で範囲や着手順序等の調整を行い、その後は、合同での地元説明会の開催、開設する仮設道路の共用、工事中には施設の土地の借り受けなど、それぞれの施設管理者が協力しながら、当該地区の一日でも早い復旧に向けて一丸となって取り組みました。

今後の業務に生かしたいこととして、目的意識を持ち、組織で業務に取り組むことです。普段 あまり付き合いのない他の施設管理者と協力しながら、同じ目的を持って業務に取り組み、地区 全体の復旧過程を見ながら工事を竣工させた経験は、改めて組織で業務に取り組むことの重要 さを再認識する機会となり、今後の業務においても意識していきたいと思いました。

カンノオフク山地区の治山工事は、これまでに経験したことのない大規模な復旧工事でしたが、私が赴任してから丸1年間かけ、2021年3月にようやく竣工に至りました。治山事業では

なかなか見ることのない、土石流対応型の治山ダムを担当したことをはじめ、多くの貴重な経験 をさせていただきました。

(3) 成果・実績

私が広島県に派遣された令和 2 年度は依然として、県内の建設業者は非常に多忙で、新規で 工事を発注してもほとんどが不落や、工事着手できても人手不足により思うように工事が進ま ない状況でした。そんな中、私は 2 件の工事契約と、施工途中で引き継ぎを受けた案件を含め 3 件を竣工させることができました。

竣工した現場のうち、カンノオフク山地区の現場では、設置した仮設道路が豪雨により被災したり、ダムの基礎部に軟弱地盤が発生し、対策を講じる必要が生じたりと、想定外のことが度重なりましたが、呉農林事業所林務課の皆様にいただいた多くのアドバイスのおかげで、何とか竣工させることができました(図.5、6)。



図.5 工事着手前写真(下流側より望む)



図.6 工事完成写真(下流側より望む)

3 派遣業務を通しての気付き

(1) 県政に生かしたいこと

派遣業務を通じて、県政に生かしたいと感じたことは以下の2点です。

1点目は、工事の進捗会議等を実施し、情報共有する場を設けることです。呉農林事業所では 毎月1回、治山事業関係者全員が集まり、工事の進捗や直面している課題等の共有や課題解決 に向けた議論、各工事の予算執行状況等の共有を行い、適切な工事執行に向けて取り組んでいま した。

会議を定期的に実施することで、互いに相談しやすい雰囲気が生まれ、風通しの良い職場づくりにもつながります。また、他の現場の話を聞くことで、幅広い知識の習得ができ、若手職員の育成にもつながると思われます。

2点目は、工事竣工までの役割分担です。治山事業で言うと、保安林指定や補償事務等各種手続きを専門で行う職員を配置することで、工事発注までに要する時間を削減できるだけでなく、職員への負担も軽減されると思いました。被害が広範囲にわたる災害時には確定するべき土地

境界が多くなることで地権者が多数になり、また保安林の新規指定が必要になる場合が想定されます。現場の担当者が、計画作成を行いながら、地権者の確認、事業説明、補償承諾の取得、保安林指定等の一連の作業を行うことは、到底一人では手に負えない業務量となります。

呉農林事業所では、保安林指定は別の係(注:三重県の地域機関における「課」に相当)が担当をしていたこと、補償事務は工事担当とは別の者が実施していたこともあり、工事担当は、発注、監督、次年度計画の作成等の業務に集中できていた点が良いと思いました。

(2)派遣生活で配慮して欲しいこと

次の担当者への引継ぎのために人事異動発表の時期に配慮いただきたいです。県外の派遣先に異動する場合でも、異動先から三重県に帰ってくる場合でも、業務引継ぎのために遠方へ行かなければなりませんし、場合によっては宿泊を伴うこともあります。年度末の多忙な時期に数目間時間を割いて引継ぎを行うのは困難な場合があります。正式な異動発表を3月の上旬にしていただければ、早い段階で引継ぎの段取りができるため、この点について、配慮いただきたいと感じました。

(3) 今後被災地へ派遣される職員へのアドバイス

ルールやシステムが三重県とは違い、初めは戸惑うと思います。分からないことは一人で抱え 込まず、その都道府県の職員に確認したうえで進めていくことが大切であると思います。皆さん とても親切で、仕事のことだけでなく、美味しい食べ物や観光地などいろいろと教えて下さいま す。他の都道府県の職員として働くことは、非常に貴重な経験であると思います。ぜひ、仕事だ けでなく、プライベートでもその土地ならではの生活を楽しんでください。



図.7 灰ヶ峰展望台より呉市内を望む

Ⅲ 令和元年東日本台風 被災地派遣職員活動記録

職員氏名	萩野 智幸
派遣先部署	長野県千曲川流域下水道事務所
派遣先での役職名	主任
派遣期間	令和2年4月1日~令和3年3月31日 (1年間)



私は千曲川流域の3市2町1村(長野市、千曲市、須坂市、小布施町、坂城町、高山村)を計画処理区域とする千曲川流域下水道事務所が管理する下水道終末処理施設、クリーンピア千曲に派遣されました。令和元年東日本台風により千曲川の堤防が決壊し、同施設を含む長野市東部の広い地域が水没しました。

私が派遣されたのは、被災から半年ほど経過していましたが、いまだ多くの店舗が休業していたり、道路には流されてきた砂の跡が残ったままであったりと、復旧の途上であることを改めて認識しました。クリーンピア千曲も水没したことで、一時は下水処理ができない状況となりました。



水没したクリーンピア千曲

2 被災地での業務概要

(1) 所属部署の業務内容

千曲川流域下水道事務所は2つの下水道処理場を管理する事務所で、配属になった下流施設課は被災したクリーンピア千曲での工事発注や監督業務を担当していました。大規模な修繕工事は地方共同法人・日本下水道事業団、下水道の運転業務はメンテナンス会社に委託されていました。そんななか、各自治体からの派遣職員を含む職員は各復旧工事と下水道の運転業務との調整を行っており、復旧作業は様々な組織と協力して進められました。

(2)担当した業務内容

①仮設設備の設置・維持工事

背景

通常使用している揚水ポンプや電気系統に加えて、非常用発電機まで破損したため、仮設ポンプや仮設発電機により下水の処理を継続していました。私が赴任した時にはすでに幾つかの仮設設備は設置済みであり、主要設備の復旧が完了するまでの仮設設備の維持管理及び追加導入を担当しました。

・業務中の対応

仮設ポンプや発電機は災害時の緊急対応工事であったため、長期間の運用を考慮しておらず、メンテナンスや設備の追加導入に追われました。一時的な設備とはいえども、主要設備が復旧するまでは地域の下水道を支えており、毎日正常に動くか緊張感がありました。



地上に設置された仮設配管



仮設ポンプ

②廃棄物の処理

背景

浸水により処理場内の多くの備品や設備が水没しました。赴任直後の撤去状況は、建物からこれら廃棄物を運び出し、処理場内に仮置きしている途中でした。赴任から半年たったころに大方の運び出しが完了したため、廃棄物の処分を行うことになりました。

・業務中の対応

家電製品やプラスチック製容器など日用品に加えて、水質分析用機器や原動機付自転車など通常の工事では発生しない廃棄物も多く、適正な廃棄方法の検討が求められました。家電製品は家電リサイクル法に基づく処理、フロン使用製品はフロンガスの回収が必要となるため、廃棄物の山の中から個別に探し出すのに苦労しました。



場内に仮置きされた廃棄物



廃棄物の撤去

③地元周知

• 背景

前述のように仮設設備を用いて下水の処理を継続していたため、処理能力が制限されており、近隣住民の方には節水のお願いをしていました。クリーンピア千曲の復旧作業の状況や節水の方法を伝えるため、約3カ月に一度の頻度で広報資料を配布・公表していました。

・業務中の対応

近隣住民の方には、臭気や騒音でご迷惑をおかけすることもあったので、対策内容も伝えられるよう工夫しました。広報資料作成のために過去の経緯を調べ、また場内の写真撮影を行うなど、日を追うごとに自分自身にとってもクリーンピア千曲の復旧を実感することができました。



広報資料

(3) 成果・実績

令和2年10月には通常時の主ポンプが復旧して汚水の揚水能力が回復したことから、仮設ポンプを撤去することができました。その後も処理場の復旧作業は進み、令和3年3月には水処理施設全系列の本復旧が完了したため、私が最後に作成した広報資料で節水の解除のお知らせをすることができました。あわせて水処理施設が復旧したことで放流水質も大きく改善しています。今後も焼却炉や電気関係などの復旧は続き、令和4年3月までにクリーンピア千曲の完全復旧を目指しています。





放流水質の変化

3 派遣業務を通しての気付き

(1) 県政に生かしたいこと

クリーンピア千曲では揚水ポンプや非常用発電機が 水没したことで、仮設ポンプの配管を建物内に通すため にやむなく建物の骨組みを切断したり、仮設発電機をレ ンタルしたりと緊急時に準備作業を余儀なくされまし た。今後の対策として、あらかじめ追加の配管用の開口 部を設けておいたり、有事の際のレンタル先の見通しを たてておいたりすることなどが考えられます。事前に準 備しておくことが公共施設にとっての重大な課題であ ると思います。



躯体の切断

(2)派遣生活で配慮して欲しいこと

三重への帰省には例年でも時間や金銭面での問題があると思いますが、私の派遣中は新型コロナウイルス感染症の影響で公共交通機関が減便・運休しており負担が大きかったです。緊急事態宣言下では越県自体が規制されており、希望する時期の帰省は困難でした。帰省できる機会を増やしていただけると助かります。

(3) 今後被災地へ派遣される職員へのアドバイス

派遣先の宿舎には主要な家電製品が用意していただいていたため、快適に過ごすことができました。赴任したのは4月だったので、これからの季節を考えて薄手の服を中心に持っていきましたが、長野市内では雪が残っている場所もあり、服装に苦労しました。雪国に行くときは、春でも厚手の服を持って行ったほうがいいと思います。

三重県職員が他県で暮らす機会はなかなかないと思いますので、仕事だけでなく派遣先での 生活を楽しんでもらえればと思います。(令和2年度で長野県への派遣は終了しました)



長野市善光寺



長野市戸隠奥社

編集後記

この記録集は、派遣職員が自ら見聞きし、経験した被災地の現状や、被災地での業務を通しての気付きを分かりやすくまとめ、派遣職員が被災地で得た経験や知見を広く共有することにより、今後の被災地支援や防災・減災の取組、受援の立場になった時の備え、後続の派遣職員の不安解消などに活用することを目的として作成しています。

今回は、東日本大震災被災地に加え、平成30年7月豪雨及び令和元年東日本台風の被災地において令和3年3月まで業務に携わってきた5名の職員に「東日本大震災等被災地派遣職員活動記録集2021」への執筆協力をお願いしました。

東日本大震災から 10 年が経過し、被災地では復興が進んでいる地域がある一方で、沿岸部では未だ大規模な工事が行われているなど、復興への道半ばの状況にあります。

一方、平成30年7月豪雨及び令和元年東日本台風への派遣職員は、災害復旧の最中に派遣されているため、現在の東日本大震災被災地とは異なる課題や問題点が指摘されています。こういった派遣職員が被災地で感じたことを共有することで、迫りくる大災害に備え、私たちに求められることを知り、防災・減災体制の強化につなげることができれば幸いです。

三重県東日本大震災交流・連携連絡会議

東日本大震災等被災地派遣職員活動記録集 2021

令和3年9月 三重県防災対策部

〒514-8570 三重県津市広明町13番地電話059-224-2181 FAX059-224-2199